

一般社団法人日本障がい者乗馬協会

スポーツ仲裁に関する規程

一般社団法人日本障がい者乗馬協会の決定に対する競技者等の不服が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に申し立てられた場合は、同機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。